

# 個人情報（人間ドックの結果）の共同利用について

以下のとおり、京都市職員共済組合の保有する個人情報（個人データ）について共同利用を行います。

## 1 共同利用する個人データの項目

京都市職員共済組合の人間ドックを受診した組合員の健診結果等（氏名、生年月日、性別、保険証記号・番号、受診日、受診機関、実施した健診項目及び質問票の内容の全て）

## 2 共同利用者の範囲

京都市職員共済組合と各所属所（京都市、京都市消防局、京都市交通局、京都市上下水道局、地方独立行政法人京都市立病院機構及び地方独立行政法人京都市産業技術研究所）

※ 京都市職員共済組合と各所属所が共同利用する個人データは、当該所属所における組合員のもののみ。

## 3 共同利用の目的

職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するとともに、職員の健康の保持増進のための事業を実施するため。

## 4 個人データの管理について責任を負う者

(1) 京都市職員共済組合 事務局長

(2) 各所属所

行財政局人事部人事課職員力・組織力向上担当課長、消防局総務部人事課長、

交通局企画総務部職員課長、上下水道局総務部職員課長、

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長、

地方独立行政法人京都市産業技術研究所副理事長

### 【個人情報の共同利用の取扱いについて】

個人情報保護法においては、個人情報（個人データ）を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、(1)委託先への提供、(2)事業の継承合併等に伴う提供、(3)共同利用の場合で以下の5項目について本人が容易に知り得る状態に置いているとき、については提供先が第三者に当たらないとされています。

#### 【個人データを共同利用する場合の公表項目】

①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、  
④共同利用する者の利用目的、⑤個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称